

渋川市出前手話教室開催事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市手話言語条例の趣旨を踏まえ、本市における手話の理解及び普及を促進するため、出前手話教室を開催するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、渋川市とする。

(対象)

第3条 この事業の対象は、市内に所在する小中学校とする。

(費用の負担)

第4条 この事業の実施に係る講師謝礼等の費用は、市が負担する。ただし、教室の資料として図書類を購入し、参加者に配布する場合は、参加者に図書費の実費負担を求めることができるものとする。

(講師)

第5条 教室の講師は、渋川市聴覚障害者福祉協会の会員及び群馬県の認定手話通訳者とする。

(講師謝礼)

第6条 前条の講師への謝礼は、一人1回5,000円とする。

(教室の開催)

第7条 教室は、原則として各年度の5月から3月までの間に開催する。

2 教室の開催時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とし、

1回の講習時間は2時間以内とする。

3 教室の会場は、受講学校が用意する。

(教室の内容)

第8条 教室は、おおむね次の内容について実施するものとし、受講学校の希望を踏まえて協議し、決定する。

(1) 聴覚障害の基礎知識

(2) 手話の基礎知識

(3) 手話の実技

(教室の申込)

第9条 教室の開催を希望する学校の代表者は、「出前手話教室開催申込書」(様式)を開催希望日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(教室の決定等)

第10条 前条の申込みがあったときは、市長は内容を確認し、教室開催の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

2 教室の開催に当たり必要と認めるときは、市長は受講学校に条件を付することができる。

(教室開催の不承認又は取消)

第11条 第9条により教室の開催を申し込んだ学校又は既に前条により教室の開催が決定した学校が、次の各号のいずれかに該当するときは教室開催の承認をせず、又はこれを取り消すことがある。

(1) 社会通念上開催することが好ましくないと認められるとき。

(2) 公共の福祉に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第12条 第10条1項の規定により開催を決定した教室の内容に変更が生じたとき、又は教室の開催を中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。